

令和2年10月26日(月)

令和2年第11回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和2年第11回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、3番：松岡日出雄委員、4番：仲里長造委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に
説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は15件でございます。
受付番号1番から15番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から15番は、別紙参考資料1ページから15ページの調査書のと
おり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たし
ております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番から3番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号1番と2番は同じ場所での土地の集積・集約での移転であり、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は、島尻集落の南側に位置し、譲受人は畜産経営で採草地の栽培管理です。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮古空港の南側の古波蔵組鉦山採石場の隣に位置し、譲受人は野菜（カボチャ作）栽培です。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、砂川中学校の裏側に位置し、譲受人は機械等も所有して、サトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、JA 農協の北側の高野集落に位置し、譲受人はトマト栽培です。

議 長： 次に受付番号7番と8番の現地調査の結果ならびに補足説明を9番委員をお願いいたします。

國仲委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、久松の久貝墓地団地の北側に位置し、譲受人は機械等も所有して、サトウキビ栽培です。

受付番号8番の説明をいたします。場所は、宮古空港の南側交差点から北西700mに位置し、譲受人は機械等も所有して果樹作栽培です。

議長：次に受付番号9番と10番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、城辺の上区地区の土地改良区に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

受付番号10番の説明をいたします。場所は、城辺新城海岸入口の南側500mに位置し、現在は耕作放棄地であるが、譲受人はこの土地を伐開してから、サトウキビ栽培を行うということです。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、宮古空港から上野線通りに位置し、現在は遊休地状態であるため、譲受人は伐開してサトウキビ栽培を行うということです。

議長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、城辺・西西集落の旧製糖工場の北東300mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、千代田集落ナベヤマ原に位置し、譲受人は宮古島に引っ越して農業経営でサトウキビ栽培を行うとの事です。

議 長： 次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、城辺中学校の北側300㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は横岳団地の東側300㎡に位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、16番委員

長濱委員：

受付番号1番と2番の集積・集約との説明ですが、集積面積についての説明をお願いします。

伊良部事務局：

受付番号17番での賃貸借面積と合わせて、5ha以上になりますので集積面積の説明とします。

議 長： ほかに質疑ありませんでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、13件でございます。受付番号16番から28番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号16番から28番は、別紙参考資料16ページから28ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号16番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、下地川満集落から松ヶ原ゴルフ場を久松向け150mの圃場整備地区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、狩俣の雪塩工場の隣に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号18番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号18番の説明をいたします。場所は、東京農業大学の西側に位置し、譲受人は機械等も所有してのイモ作栽培です。

議長： 次に受付番号19番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号19番の説明をいたします。場所は、高野集落の東側（増原集落）に位置し、譲受人はマンゴー作栽培です。

議長： 次に受付番号20番と21番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号20番の説明をいたします。場所は、来間小・中学校のグラウンドから西側に位置し、譲受人は果樹作栽培です。

受付番号21番の説明をいたします。場所は、高千穂集落（積間）の南側に位置し、譲受人は野菜作（ゴーヤー）栽培です。

議長： 次に受付番号22番と23番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号22番と23番は同じ場所ですので併せて説明をいたします。場所は、東山ファームポンドから東側500mに位置し、譲受人は機械等も所有して農業経営の開始でかぼちゃ栽培です。

議長： 次に受付番号24番と25番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号24番の説明をいたします。場所は、城辺線・長南の信号機から北側300mに位置し、譲受人は新規就農で野菜作（ゴーヤー）栽培です。

受付番号25番の説明をいたします。場所は、西中公民館の東側に位置し、譲受人は新規就農でサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号26番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号26番の説明をいたします。場所は、福中団地の南東500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有して路地野菜栽培です。

議長： 次に受付番号27番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号27番の説明をいたします。場所は上野資源リサイクルセンターから東北500㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号28番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号28番の説明をいたします。場所は、上野ドイツ文化村から下地入江橋向けに位置し、譲受人は機械等も所有して農業経営規模拡大でサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、9番・國仲和男委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 9 番 委 員 退 室 》

議長： 改めまして、質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。
はい、8番委員

喜屋武委員：

受付番号24番と25番の譲受人は新規就農との説明ですが、経営面積について説明して下さい。

伊良部事務局：

経営面積については、6月期総会で中間管理機構からの面積等が申請書に上がってきていませんので、譲受人の経営面積は5ha以上の面積になります。

議長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号16番から28番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
では、9番委員の入室・着席を認めます。

《 9 番 委 員 入 室 ・ 着 席 》

議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は9件でございます。
受付番号29番から37番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号29番から37番は、別紙参考資料29ページから37ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、11番・川満広紀委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 11 番 委 員 退 室 》

議長： 改めまして、質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号29番から37番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。
では、11番委員の入室・着席を認めます。

《 11 番 委 員 入 室 ・ 着 席 》

議 長： 次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、8件でございます。受付番号1番から8番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

以上、計画書の内容は、農業基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は旧宮原小学校から南西200メートルに位置し、譲受人はそば作栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は池間湿原の隣に位置し、譲受人はノニ作栽培です。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、西城小・中学校の東側に位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は上野中学校から新里集落向け600mの交差点の南側に位置し、譲受人は果樹作（マンゴー作）栽培です。

議 長： 次に受付番号5番から8番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号5番から8番の説明に関しては、参考資料等を参照して下さい。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、12番委員

久保委員：受付番号1番の解除条件付貸借の説明をお願いします。

砂川事務局：

法人が畑の貸借を行い、実際に使用するという条件付きの貸借になります。

議 長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は2件でございます。
受付番号1番と2番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を9番委員をお願いいたします。

國仲委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古空港から下地線向け1kmに位置し、譲受人は葉たばことサトウキビ栽培の複合経営で機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員をお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は、千代田・陸上自衛隊から上野小学校向けの千代田ハイツの南側に位置し、譲受人は長年の葉たばこ栽培農家です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第 4 議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第 5 議案第 4 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農用地利用配分計画案は 4 件でございます。受付番号 1 番から 4 番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 4 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長： 休憩します。

休 憩

議長： 再開します。

議長： 次に、日程第6議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、3件でございます。
受付番号1番から3番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から3番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

長濱委員：

現地調査の報告をいたします。日時は令和2年10月9日に調査員として、3番・松岡委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、川満次長、池村主任、仲間さんの7名で午前10時から午後4時まで現地調査、午後4時10分から30分まで4条申請4件、5条申請8件の合計12件の調査内容会議を行った結果、特に違反等は見受けられませんでしたことを報告いたします。

長濱委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、城辺・西城小学校の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地・農業用施設と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員に願いたします。

長濱委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、佐和田集落の久貝建設事務所の隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・店舗等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員に願いたします。

長濱委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、西原集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・店舗等が連なった農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「農地法第4条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古厚生園前に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、原野・雑種地等に囲まれた10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第8議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、8件でございます。
受付番号1番から8番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から8番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、下地線の松ヶ原ゴルフ場の北西に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地一団、農地面積が利用全体面積の3分の1以内の例外規定の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員に願いたします。

長濱委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮原集落の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、集落接続の例外規定農地と判断しました。一時転用です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員に願いたします。

長濱委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は上野庁舎の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第3種農地、役所等300㎡以内の農地と判断しました。一時転用です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、旧伊良部中学校内に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、伊良部支所から500m以内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、伊良部大橋の近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、原野、障害の多い道路等に囲まれた10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡会員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、宮古島市民球場前に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地一団、集落接続の例外規定農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡会員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、城辺・新城集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、伊良部大橋の横側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他原野、宅地等に囲まれた10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第9議案第8号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、3件でございます。
受付番号1番から3番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で、議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。10月6日に平良地区農地パトロールで調査し、場所は、城辺線の安全学校の北側に位置し、当地は岩盤が多く耕作出来ない状態であり、非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、上野線の山中交差点の信号機から北側50mに位置し、県道拡張で土地面積が小さく耕作出来ない状態で非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、佐和田集落内に位置し、住宅密集地の一角で農地として耕作出来ない状態で、非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）

《 発 言 な し の 声 あ り 》

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、
字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和2年第11回宮古島市農業委員会総会を
閉会いたします。 ありがとうございます。

閉 会：

令和2年10月26日(月)

会 長 芳 山 辰 巳
3番委員 松 岡 日出雄
4番委員 仲 里 長 造